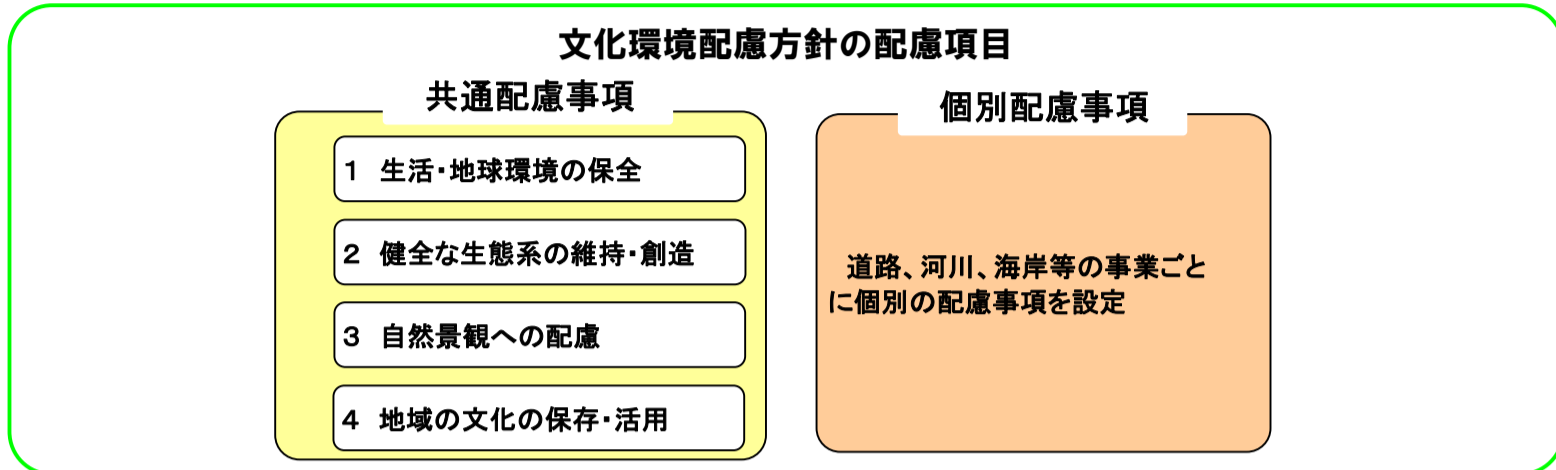


# 令和2年度 文化環境評価システムの実施結果について

## 1 文化環境評価システムとは

県が公共事業等のハード事業を行う際に、「文化環境配慮方針(共通・個別配慮事項)」に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に  
行う全庁的なシステムとして平成11年4月1日から実施しています。  
事業費が一定規模以上の対象工事について、工事発注前に検討会を行い、より効果のある環境配慮を検討し、工事後は実施できた環境配慮について  
情報発信・情報共有に努めていく取組を行っています。



## 2 令和2年度完了事業一覧 (前年度以前からの繰越工事含む)

事業	検討年度	工事名
道路	H30	県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事
治山	R1	一谷復旧治山事業
治山	R1	中尾谷復旧治山事業
治山	R1	西梶ヶ内地すべり防止事業
治山	R1	立川上名緊急総合地すべり防止事業
林道	R1	土居柳野線2工区森林基幹道開設事業
林道	R1	シバゴヤ線1工区森林基幹道開設事業
ほ場	R2	三里地区経営体育成基盤整備事業 ほ場整備工事
ほ場	R2	利岡地区経営体育成基盤整備ほ場整備工事
ほ場	R2	利岡地区経営体育成基盤整備ほ場整備その2工事
治山	R2	浦越復旧治山事業
治山	R2	茶や谷復旧治山事業

## 3 具体的な施工事例について (抜粋)

一般道路事業	安芸郡安田町小川	
<p><b>■県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事</b></p> <p><b>【事業概要】</b> トンネル工(NATM)L=679m</p> <p>当トンネルは、安田川が蛇行する山側に位置し、比高差約200mの尾根を貫く計画としており、自然環境の保全、景観への配慮、周辺家屋への影響を最小限にした工法や機械を選定する必要があった。検討にあたっては、従来工法を検証したうえで、濁水処理プラントにて排水基準を満足できるように処理し、普通河川へ放流した。以上のことにより、当箇所は環境に配慮しながら事業進捗を行った。</p> <p><b>【主な環境配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底</li> <li>・トンネルの坑口部の緑化・デザイン等による修景</li> </ul>		<p><b>【騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底】</b></p> <p>・水質汚濁:トンネル掘削に伴う濁水は、濁水処理プラントで排水基準を満足できるように処理し、普通河川へ放流した。また、発破による騒音・低周波対策として、火薬学会の提言値を管理目標値と設定し、防音扉や防音壁設置により周辺への騒音に配慮した。</p> <p><b>【トンネルの坑口部の緑化・デザイン等による修景】</b></p> <p>・坑口に発生する切土法面については、ヤマハギ等の植生吹付けによる緑化を行い、周辺環境との調和に配慮した。</p>

林道事業

吾川郡いの町小川柳野

■森林基幹道開設事業 土居柳野線2工区工事

【工事概要】

林道開設 L=10m  
排水施設工(U型側溝) L=10.0m  
アンカー工 受圧板 L=150.5m(43.0基)  
アンカー長 L=681.8m(33.0本)  
ボーリング暗渠工(排水ボーリング) L=200.0m

本林道工事では、掘削に伴う土砂流出を防止するための仮設防護柵により、工事箇所下方に存在する植生の保護を行うとともに、法面掘削箇所に植生マットを施工することで早期緑化及び土砂流出の抑制を図った。

【主な環境配慮】

- ・林道と周辺の景観との調和
- ・生物の生息環境、生態系への配慮



【林道と周辺の景観との調和】

・当該林道の開設区間において、平成29年7月に地すべり性の山腹崩壊(約0.7ha)が発生し、アンカー工2段と排水ボーリングを実施し地すべりを抑止するとともに、植生マットにより法面緑化を図った。

【生物の生息環境、生態系への配慮】

・掘削作業に伴う林道下方林地への土砂流出を防止するため仮設防護柵等を設置し、下方植生の保護に努めた。

ほ場事業

四万十市利岡

■利岡地区経営体育成基盤整備ほ場整備工事

【工事概要】

区画整理 A=4.1ha

H30年度高知県農業農村整備事業環境情報協議会により、本地区の工事に際しての配慮方針が以下のとおり示されている。

1. 植物重要種が生育する水田に対し、「表土扱い」による埋土種子保全に留意する。
2. 両生類が転落しても這い出せる構造を持つ水路の設置について検討する。
3. 施工時の工夫として、段階的な実施における生息環境の確保について検討する。

環境配慮方針検討過程では、学識経験者や地域住民との意見交換により環境に関する情報収集を行った。

【主な環境配慮】

- ・多様な生態系の維持・創造
- ・生態系に配慮した工法等の工夫



【多様な生態系の維持・創造】

・植物希少種が生育する表土は、移動を極力制限し、生育地及び種子の保全に努めた。

【生態系に配慮した工法等の工夫】

・排水路へ転落した小動物が脱出できるように構造(スロープの設置)による水路整備を行った。